

概要版

鹿屋市こども計画

令和7年度（2025）▶令和11年度（2029）

～すべてのこども・若者がたくましく育ち未来を拓くまち かのやを目指して～



令和7年3月

鹿児島県鹿屋市

計画の策定に当たって



★計画の概要

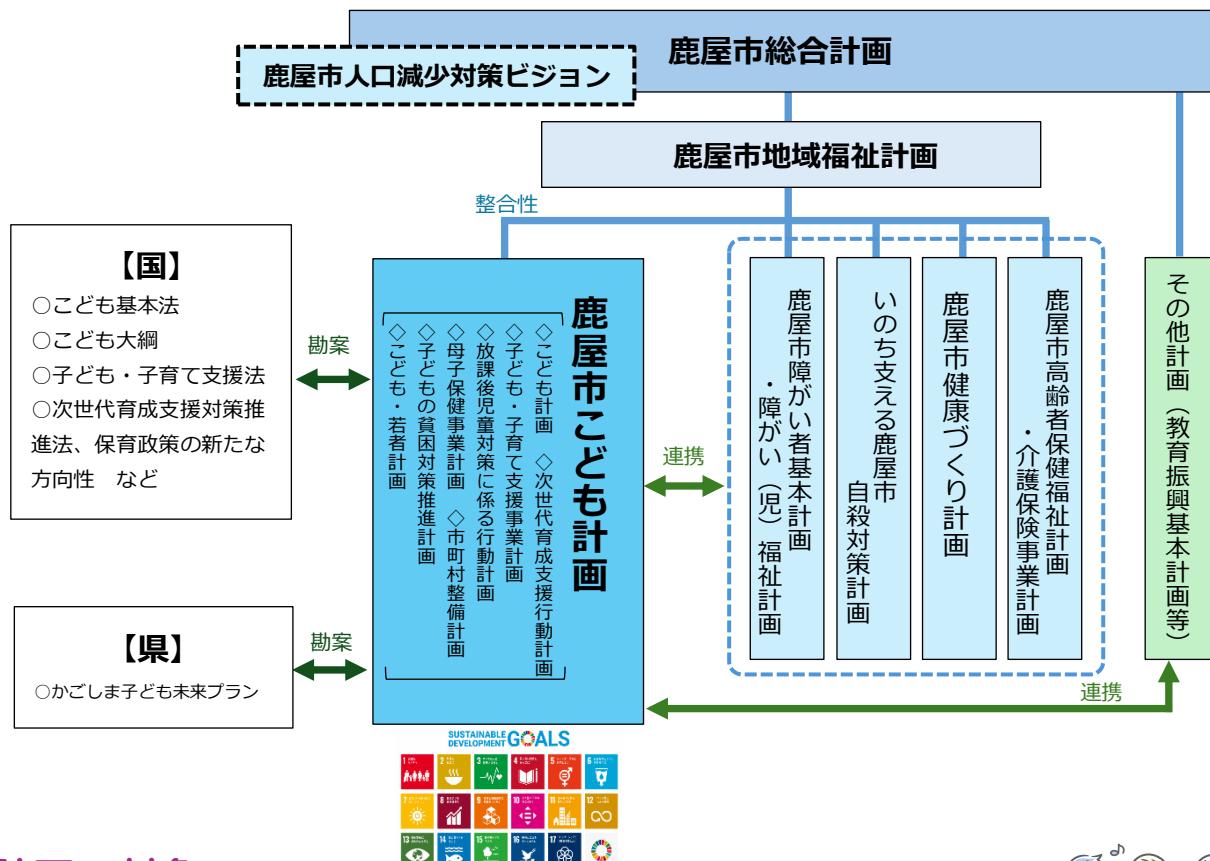
子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図るために「第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画」が令和6(2024)年度で最終年度を迎えること、また、令和5(2023)年4月に施行されたこども基本法において、市の子ども施策に関する計画を定めるよう努めるとされたことから、「第3期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画」や「子どもの貧困対策推進計画」、「子ども・若者計画」等を包含する「鹿屋市こども計画」を策定します。社会状況の変化に対応しつつ、各計画等と連携しながら、子ども・若者・子育て支援施策の総合的な推進を目指します。



★計画の位置付けと期間

本計画は、こども基本法第10条の規定に基づき、こども大綱等を踏まえた本市の子ども・若者・子育て支援施策を総合的に推進するための具体的な方向や取り組む内容を定めるものです。

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間で推進します。



★計画の対象



本計画においては、子ども・若者（0歳からおおむね30歳未満まで。施策によっては40歳未満まで）及び子育て世帯を中心に、地域、子育て支援に関わる企業、子育て支援団体等、地域を構成する本市の市民及び団体等、広く対象とします。

こども・子育てを取り巻く本市の状況等



★人口の推移

本市の総人口は、令和2年10月1日現在、101,096人で減少傾向となっています。このうち、15歳未満の年少人口は、15,134人で総人口の15.2%となっています。

また、15歳以上64歳未満の生産年齢人口は、54,584人で54.0%、65歳以上の高齢者人口は29,928人で29.6%となっています。総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、平成17年から令和2年までの15年間で0.6ポイント減少しています。

	平成17年	令和2年
年少人口 (15歳未満)	16,791人	15,134人
総人口に占める 年少人口の割合	15.8%	15.2%

15年で本市の年少人口は

- ▶ 1,657人減少
- ▶ 約0.6ポイント減少



★合計特殊出生率の推移

1人の女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの）は令和4年には1.74となり鹿屋保健所管内、鹿児島県、国と比較すると高い水準が続いているが、少子化傾向が続いている。

(人/人口千人)	平成30年	令和4年
鹿屋市	1.96	1.74
鹿児島県	1.70	1.54
国	1.42	1.26

4年で本市の合計特殊出生率は

- ▶ 0.22減少



★女性の年齢別労働率の推移

女性の年齢別労働率は、平成17年から令和2年の20年間で約10ポイント各年代で増加しています。

(%)	平成17年	令和2年
鹿屋市（25～29歳）	71.5	81.9
鹿屋市（30～34歳）	63.0	75.3
鹿屋市（35～39歳）	65.2	74.1

女性の年齢別労働率

- ▶ 年々増加傾向

★計画策定にあたり市民に聞きました！



こどもをみてもらえる親族・知人等の有無

	今回調査 (令和5年)	前回調査 (平成30年)
緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	64.5%	65.2%
こどもをみてもらえる親族・知人がいない	14.2%	10.4%

多くの家庭は、日常的に、あるいは緊急時・用事の際に親族にみてもらえる状況にあります
が、みてもらえない保護者も1割以上存在します。

★鹿屋市を取り巻く主な課題



○ 幼児期までのこどもの育ちの支援

◆今後も共働きやひとり親家庭における保育需要が見込まれますが、少子化に伴う利用児童数の減少なども踏まえて、保育・教育ニーズの変化に柔軟に対応していくことが求められます。

○ 若者の自立と社会参加の支援

◆2割強が自身の将来への希望について否定的な認識を示しています。若者が自信を持って、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けていくための支援が求められます。

○ 妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援

◆約7割が認可保育所や幼稚園などの教育・保育事業を利用していますが、利用していない方における子育てに対する育児疲れや孤独感などの不安解消に向けた支援やアプローチも重要です。

○ 困難を抱える子育て家庭への支援

◆ヤングケアラーなどについては、家庭内での問題や、本人や家族に自覚がない、誰にも相談できないといった理由から、支援につながりにくい場合があることから、困難を抱えているこどもや家庭に気づき、見守り、必要に応じて適切な支援につなげていくことを考える必要があります。

○ 児童虐待防止対策支援

◆児童虐待相談対応は増加傾向にあります。専門性の向上や虐待の発生を予防するための支援の強化、関係機関による支援体制の確立など、すべてのこどもとその家庭を対象に母子保健と児童福祉が一体となって、児童虐待の防止に取り組む必要があります。

○ 地域でこども・若者を育てる環境整備

◆こどもの健やかな育成のためには、こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築が求められています。

計画の基本的な考え方

★基本理念



本計画では、第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画の将来像を引き継ぎながら、国の基本指針及び「こどもまんなか社会」の基本的方針を踏まえ、「こども・若者がいかなる環境や家庭状況にあっても、分け隔てなく大切に育まれ、笑顔で暮らせる地域社会」「希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる地域社会」の実現に向け、基本理念を以下のとおり定めます。

すべてのこども・若者がたくましく育ち未来を拓くまち かのや

一人ひとりのこども・若者の立場に立ち、子どもの権利を尊重しつつ、切れ目のない支援をおおして、地域社会全体でこどもや子育て家庭に寄り添いながら、地域や企業・民間団体等も含めた社会全体から必要な支援を受けられることにより、やさしく地域でともに支え合える地域共生社会づくりを推進することができる持続可能なまちづくりを目指します。

★基本目標



基本目標1 こども・若者が生き生きと育つまちづくり

こどもは生まれながらにして権利を持つ主体であり、意見の尊重及び表明を考慮した権利が等しく保障されるとともに心身ともに健やかに成長し、こども・若者が本来もっている力を最大限に発揮できるよう、様々な体験や教育・保育、社会的活動への参画、また、希望に応じて出会い・結婚への支援、多様な価値観が尊重されながら、すべてのこども・若者が豊かな心とたくましく生きる力、自己肯定感を育みながら成長できるまちを目指します。

基本目標2 すべての家庭が安心して子育てができるまちづくり

こどもが健やかに生まれ、安心して育てることができる環境の実現に向けて、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援により、家庭や子育てに夢を持ち、子育てを通じて喜びを実感できるまちを目指します。また、こどもの発達など、支援を必要とするこどもたちへの支援の充実を図り、親と子が心身ともに健やかに暮らせるまちを目指します。

基本目標3 こども・若者の成長を地域全体で育むまちづくり

子どもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、こども・若者・子育て家庭に关心を持ち、地域住民や、子育て支援団体などが見守り支援するなど、地域全体で支え合う仕組みを構築し、地域・社会全体で育ちを支え、地域がつながり、のびのびと安全安心に暮らせるまちを目指します。

★施策体系



基本理念	基本目標	基本施策	具体的施策	
すべてのこども・若者がたくましく育ち未来を拓くまちのかや	基本目標 1 こども・若者が生き生きと育つまちづくり	基本施策 1 こどもの権利の尊重	①こどもの権利に関する理解の促進	
			②こども・若者の意見表明・参加の促進	
			③こども・若者の居場所・活動の充実	
	基本施策 2 質の高い教育・保育の総合的な提供		④こどもの権利侵害の防止、相談支援	
			①乳幼児期の教育・保育の充実	
			②学校における教育環境の充実	
	基本施策 3 若者の自立と社会参加の支援		①未来へ踏み出す若者応援	
			②若者の社会的参加に向けた支援	
			③出会いや結婚への支援	
	基本目標 2 すべての家庭が安心して子育てができるまちづくり	基本施策 4 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	①親と子の健康づくりに向けた支援	
			②子育て家庭の負担の軽減に向けた支援	
			③子育てを応援する環境づくり	
			④妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実	
	基本施策 5 困難を抱える子育て家庭への支援		①生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援	
			②特別な支援を必要とする子育て家庭などへの支援	
	基本目標 3 こども・若者の成長を地域全体で育むまちづくり	基本施策 6 こども・子育てにやさしい地域環境の整備	①子育てしやすい環境の推進	
			②こどもの安全・安心な生活環境の確保	
		基本施策 7 こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり	①子育て関連団体の活動促進	
			②地域における子育て支援ネットワークの強化	

重点プロジェクト1 こども・若者の主体性(こどもの生きる力)を育む、 こどもまんなか応援プロジェクト



- 1 「こどもまんなか応援センター」への市長の就任
 - 2 こどもの意見表明や、主体的に社会参加する人材の育成
 - 3 こども・若者・子育て家庭の意見聴取
 - 4 「こどもまんなか」の取組への参加の呼びかけ

重点プロジェクト2 幼児期までの子どもの育ちを支える生育環境(子育て家庭を支える基盤整備)プロジェクト



- 1 母子保健の推進と安心な育児環境の充実
 - 2 地域の子ども子育て支援の推進
 - 3 幼児教育・保育の充実
 - 4 児童虐待の未然防止と対応の強化

重点プロジェクト3 必要な情報を必要な人に届ける、 子育て支援サービスのデジタル化プロジェクト



- 1 必要な情報（知りたい情報）に簡単にアクセス
 - 2 必要な支援を必要な人に届ける仕組みづくり
 - 3 電子申請やアプリなどの積極的な利用
 - 4 保育施設等での事務負担軽減

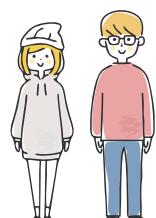
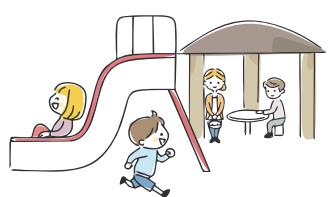
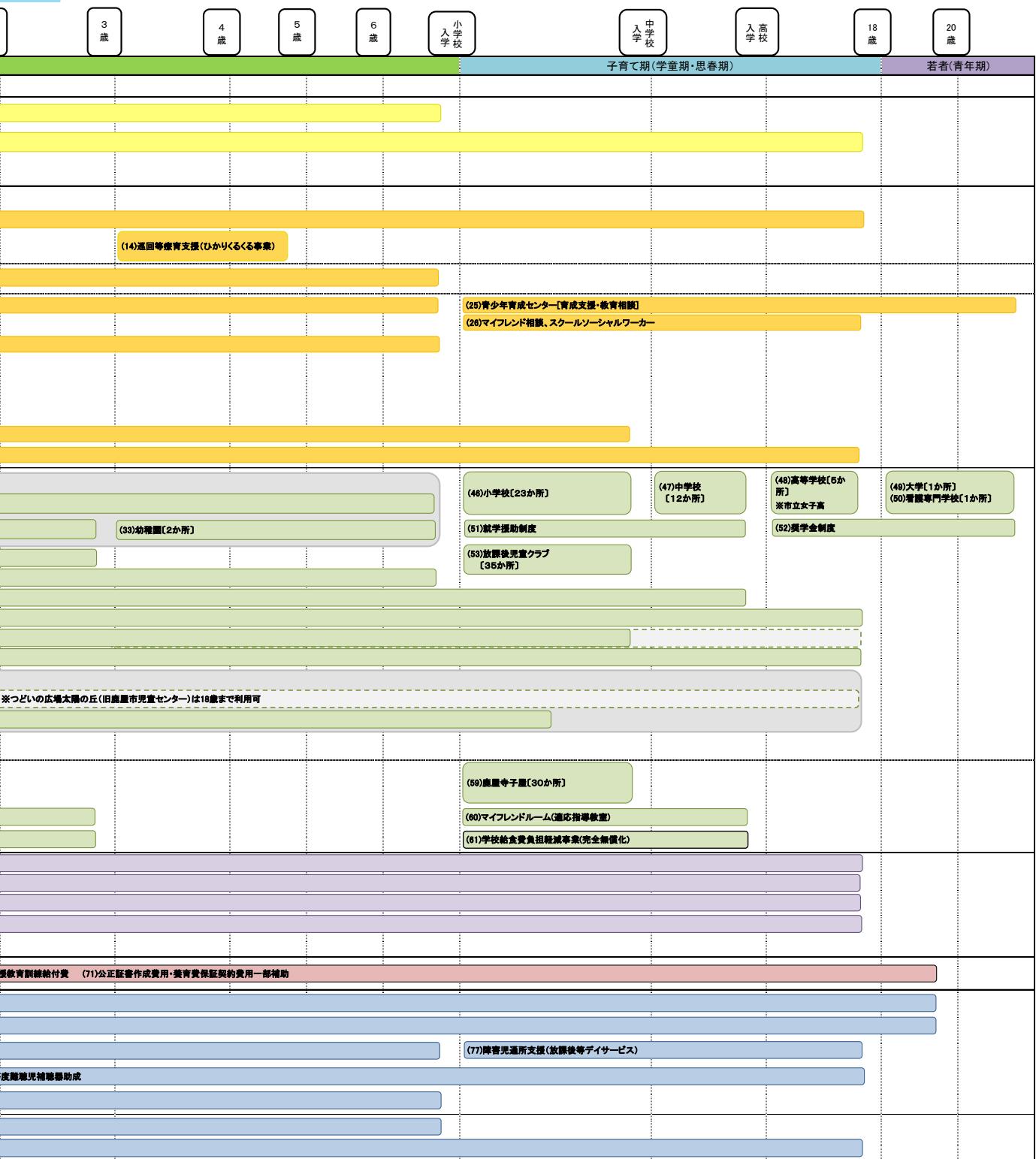


年齢期における子育て支援制度一覧 (鹿屋市)

結婚	妊娠	出産	1か月	3か月	6か月	1歳	2歳	
	婚姻・妊娠前	妊娠期					子育て期(乳幼児期)	
届出		(1)母子健康手帳交付	(2)出生届					
健康・健診等		(3)妊産婦健診 (3-1)初回産科受診料支援 (4)多胎児妊娠追加健診 (5)妊婦健診 (6)妊産婦訪問 (7)新生児聴覚検査		(8)月齢に合わせた乳幼児健診事業(※1か月健診から就学時健診まで) (9)予防接種(※インフルエンザの公費助成は高校生まで(小学生までは2回目接種も助成))				
子育て相談等			(10)新生兒訪問 (11)乳児家庭全戸訪問 (12)こども家庭センター (13)産後ケア(産治・日帰り・訪問) (15)保育園・幼稚園巡回相談(県委託事業)					
	(16)母子相談 (17)パパママ教室	(18)母乳相談		(19)乳幼児健診後事後相談(うさちゃんち、ことばの相談会、心理相談) (20)あかちゃんふれあい交流会 (21)離乳食教室 (22)骨盤エクササイズ教室 (23)歯っぽい教室 (24)家庭児童相談				
主な子育て支援事業等	(27)不妊治療費助成 (28)結婚新生活応援事業	(29)遠方分娩施設出産応援事業		▼幼児教育・保育の無償化(満3歳児以上 ※非課税世帯は0~2歳児も対象) (30)保育所[9か所] (31)認定こども園[36か所] (32)地域型保育所[8か所] (34)こども誰でも巡回制度「R7年度から」 (35)休日保育[1か所] (36)一時預かり[一般型:12か所 幼稚園型:29か所] (37)延長保育[補助事業:29か所 自主事業:22か所] (38)病児保育[1か所](R7. 4月~無償化) (39)子育て短期支援事業(ショートステイ)[委託先:かのや乳児院、大隅学舎] (40)ファミリー・サポート・センター(※障がいのある子どもは18歳まで利用可、R7. 4月~無償化) (41)子育て世帯訪問支援事業「R7年度から」 ▼子育て支援拠点施設(子育てや育児等の相談、両の日でも子どもが遊べる場) (42)つどいの広場[6か所] (43)地域子育て支援センター(※保育所併設型)[2か所] (44)あそVIVA! かのや(※小学校3年生まで、R7. 4~予約なしで利用可) (45)妊娠のための支援給付(令和7年3月末までは出産・子育て応援事業)				
			(54)チャイルドシート無料貸出事業 (55)かわいい孫への贈り物事業(新生児への育児用品購入助成) (56)ブックスタート事業 (57)赤ちゃんの駅事業 (58)保育料の負担軽減(子育て支援基金事業)					
児童手当・医療費助成等				(62)児童手当(※R8.10月~高校生までに対象拡大) (63)子ども医療費助成(修学等により親元に離れる子ども対象、R7. 4月~窓口負担ゼロ) (65)大隅広域夜間急病センター設置(※対象年齢は子どもに限らない) (64)重度心身障がい者医療費助成 (65)自立支援医療(育成医療) (66)未熟児養育医療				
ひとり親家庭に対する助成等				(67)児童扶養手当(※R6.11月~受給要件の緩和・第3子以降の加算増額) (68)ひとり親家庭等医療費助成 (69)高等職業訓練促進給付費 (70)自立支援				
障がい児に対する支援等				(72)特別児童扶養手当 (73)障害児福祉手当 (74)補装具費支給制度 (75)自立支援教育訓練給付金 (76)障害児通所支援(児童発達支援) (78)障害児通所支援(保育所等訪問支援) (79)障害福祉サービス(短期入所等) (80)小児慢性特定疾患児童等日常生活用具給付事業 (81)経度・中等度障がい者医療費助成 (82)医療的ケア児保育支援事業 (83)障害児保育事業 (84)重度障がい者(医療的ケア児等)福祉タクシー料金助成				



令和7年3月末現在【令和7年度新規・拡充含む】



教育・保育の量の見込み・提供体制

★子どもの推計人口



	実績					推計				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	913	855	861	766	731	703	684	668	660	654
1歳	913	928	869	852	777	745	716	697	681	673
2歳	961	927	922	862	831	781	749	720	701	685
3歳	1,005	960	925	916	853	833	783	751	722	703
4歳	1,060	1,025	971	937	911	873	852	801	768	738
5歳	1,059	1,051	1,019	961	922	909	872	851	800	766
就学前	5,911	5,746	5,567	5,294	5,025	4,844	4,656	4,488	4,332	4,219
6歳	1,074	1,060	1,043	1,014	969	943	930	893	871	819
7歳	1,069	1,091	1,045	1,051	1,001	976	950	937	900	878
8歳	1,115	1,064	1,086	1,057	1,053	1,019	993	966	953	915
9歳	1,064	1,106	1,052	1,089	1,060	1,065	1,031	1,004	976	963
10歳	1,093	1,061	1,099	1,046	1,085	1,060	1,065	1,031	1,004	976
11歳	1,034	1,093	1,069	1,096	1,050	1,095	1,070	1,075	1,041	1,013
就学	6,449	6,475	6,394	6,353	6,218	6,158	6,039	5,906	5,745	5,564

★保育所等の「ニーズ量の見込み」と「提供量」



- ① 1号認定児童 + 2号認定（教育希望が強い）児童（満3歳以上で、保育の必要性がない子ども／満3歳以上で、保育の必要性はあるが、教育を希望することも）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量（人）	971	930	892	850	819
提供量（人）	1,300	1,295	1,280	1,270	1,260

- ② 2号認定児童（満3歳以上で、保護者の労働、疾病等により、保育の必要性がある子ども）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量（人）	1,585	1,520	1,457	1,388	1,338
提供量（人）	1,499	1,445	1,423	1,409	1,398

- ③ 3号認定児童（満3歳未満で、保護者の労働、疾病等により、保育の必要性がある子ども）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	ニーズ量（人）	155	151	147	146	144
	提供量（人）	383	363	360	360	360
1歳	ニーズ量（人）	514	494	481	470	465
	提供量（人）	529	519	510	507	506
2歳	ニーズ量（人）	568	545	524	510	498
	提供量（人）	606	595	585	583	582

★地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制



		令和7年度	令和11年度
利用者支援事業	ニーズ量(箇所)	1	1
	提供量(箇所)	1	1
地域子育て支援拠点事業	ニーズ量(人日/月)	3,280	2,904
	提供量(人日/月)	3,280	2,904
妊婦健康診査	ニーズ量(人日/年)	7,259	6,692
	提供量(人日/年)	7,259	6,692
乳児家庭全戸訪問事業	ニーズ量(人)	582	542
	提供量(人)	582	542
子育て短期支援事業	ニーズ量(人日/年)	65	65
	提供量(人日/年)	65	65
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	ニーズ量(人日/年)	500	500
	提供量(人日/年)	500	500
一時預かり事業(幼稚園型)	ニーズ量(人日/年)	96,000	99,200
	提供量(人日/年)	96,000	99,200
一時預かり事業(一般型)	ニーズ量(人日/年)	1,157	1,008
	提供量(人日/年)	1,157	1,008
延長保育事業	ニーズ量(人)	794	593
	提供量(人)	794	593
病児保育事業	ニーズ量(人)	635	635
	提供量(人)	635	635
放課後児童健全育成事業	ニーズ量(人)	2,100	1,884
	提供量(人)	2,100	1,884
実費徴収に係る補足給付を行う事業	ニーズ量(人)	98	69
	提供量(人)	98	69
子育て世帯訪問支援事業	ニーズ量(人日/年)	960	960
	提供量(人日/年)	960	960
妊婦等包括相談支援事業	ニーズ量 (面談等実施合計回数(回))	1,524	1,434
	提供量 (面談等実施合計回数(回))	1,524	1,434
産後ケア事業	ニーズ量(人日/年)	100	130
	提供量(人日/年)	100	130
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	ニーズ量(人日/月)	44	40
	提供量(人日/月)	51	51

計画の推進



★計画の推進体制

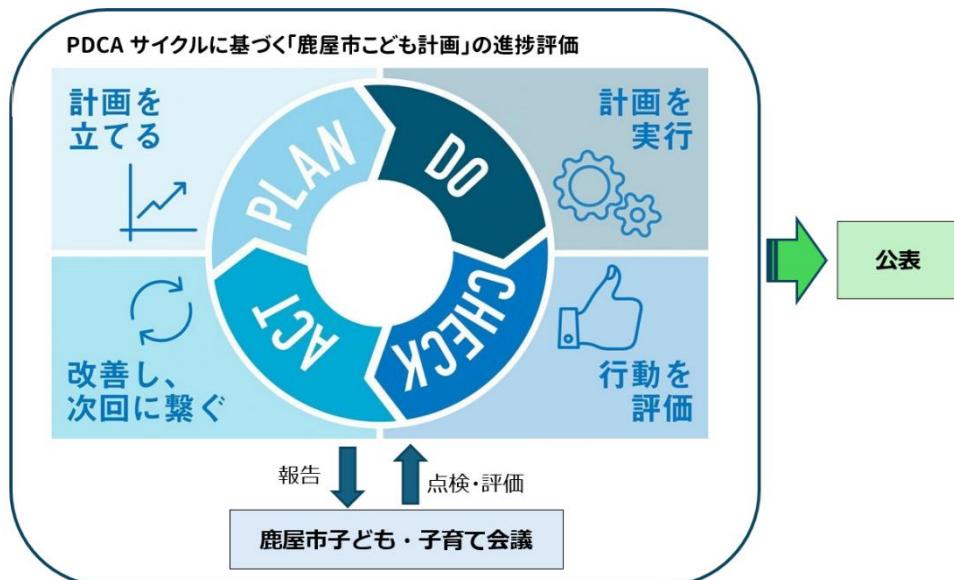
こども大綱に基づく、すべてのこども・若者のウェルビーイングの向上は、福祉分野に留まらず、保健、医療、教育、商工労働、防災・防犯、まちづくり分野など広範囲にわたります。また、若者の自立促進やこどもの貧困対策などの新たな課題に対する施策においても、行政のみならず、教育・保育事業者、学校、事業所、市民のそれぞれとの連携が重要です。

本人、家庭や地域、教育、保育関係機関、NPOや市民活動団体、企業、行政それぞれが、こどもの健全育成、若者の自立支援、子育て支援に対し、果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、「こどもまんなか社会」に向けて、様々な施策を計画的、総合的に推進します。また、こども、若者にやさしく、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加、参画を推進します。



★計画の進捗管理

本計画の着実な実行のため、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善につなげます。



発行年月 令和7年3月

編集・発行 鹿屋市 子育て支援課

893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

TEL : 0994-31-1134 / FAX : 0994-44-2494